

ちばコーギー支店取引規定

お客さまが、当行ちばコーギー支店（以下「当店」といいます。）との取引を行う場合は、下記条項のほか、別途当行が定める各取引規定が適用されることに同意したものととして取扱います。

第1条 取引の範囲

(1)お客さまは、本規定に基づき以下に定める取引をご利用いただけるものとします。

①普通預金

②期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M 型）および引出自由複利型定期預金（以下これらを「定期預金」という。）

(2)普通預金については、単独で利用することができます。

(3)第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

(4)当店で提供する取扱商品、サービス内容、金利、手数料等は当行所定のものとし、当店以外の当行本支店と異なる場合があります。

第2条 取引の開始

(1)当店と取引を行うことができるお客さまは、日本国籍かつ日本国内に居住する満 15 歳以上の個人の方に限られます。

(2)当店との取引は、お客さまが本規定に同意し、当行所定の方法により申し込み、当行が承認した場合に開始されるものとします。

(3)取引の開始にあたっては、普通預金口座を開設のうえ、普通預金のキャッシュカードを発行いたします。

(4)前項以外の取引は、当行所定の方法による申込みにより取引を開始するものとします。

(5)口座の開設は、お客さまお一人につき一口座とします。また、口座開設にあたっての本人確認は、当行所定の手続きによります。

(6)当店以外の当行本支店から、取引店の変更をすることにより本店と取引を開始することはできません。

(7)当店の口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。また、屋号のある名義についてもご利用になれません。

第3条 お届印

(1)本店とお届印を必要とする取引を開始する際には、第1条1項の取引に使用する印章（以下「お届印」といいます。）により、印鑑を届出てください。印鑑はおひとりにつき一つのみお届けいただくものとし、本店における取引において共通とさせていただきます。

(2)取引において各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）をお届印（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第4条 当店との取引方法

お客さまは本規定に基づき、次の方法で当店と取引を行うことができます。なお、原則として、当店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。

- (1)インターネットバンキング（ちば興銀アプリおよびちば興銀ダイレクト）による取引
- (2)当行および当行と提携している金融機関等の現金自動支払機（現金自動預入支払機を含みます。）、当行の現金自動預金機（現金自動預入支払機を含みます。）、当行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入支払機を含みます。）以下「ATM等」といいます。）による取引
- (3)その他当行所定の方法による取引

各取引方法について当店で取扱う商品・業務等は別途定めるものとし、各取引にかかる規定に従って取扱われるものとします。

第5条 ATM等の故障や通信機械およびコンピュータ等の障害時の取扱い

(1)停電・故障等により当行のATM等による取扱いが出来ない場合および通信機器・回線等の障害等によりインターネットバンキング等による取引が出来ない場合には、当行本支店窓口において、窓口営業時間内に限り、当行所定の方法で預金を払戻し、預入れ、または振込を受付けます。

(2)前項の理由により当行ATM等およびインターネットバンキング等による取引ができない場合に、当店のサービス取扱いに遅延、不能等があっても、当行に故意または過失がある場合を除きこれによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第6条 証券類の取扱い

当店は、手形、当座小切手等の発行はいたしません。

預金口座には、手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入れはいたしません。

第7条 通帳・証書の取扱い

(1)当店では、預金通帳・証書の発行はいたしませんので、インターネットバンキングによる照会等を利用して取引残高または取引明細を、一定期間毎に確認してください。

(2)取引の残高証明書を必要とされる場合は、都度当店または当行本支店にお申し出ください。なお、残高証明書発行にあたっては、当行が定める手数料が必要になります。

(3)お届けの住所に郵送した残高証明書が返却された場合は、当行は保管責任を負いません。

延着または到着しなかった場合等で当行の責めに帰することができない事由により紛争が生じても、当行は責任を負いません。

第8条 諸手数料

- (1) 残高証明書発行手数料、その他の諸手数料は、普通預金口座から払戻請求書等なしに引き落とすものとします。
- (2) 当行が当店に関する諸手数料を改定もしくは新設する場合には、原則として、改定内容もしくは新設内容を当行ホームページ等にて告知するものとします。

第9条 マル優の取扱い

当店は、少額預金の利子非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。

第10条 通知および告知方法

- (1) 当行からお客さまへの各種通知および告知は、当行ホームページへの掲示、Eメールの送信、届出住所への郵送またはその他の方法のいずれかにより行われるものとします。
- (2) 当行が、届出の住所等に各種通知・告知を行ったうえは、通信事情などの理由により延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第11条 届出事項の変更等

- (1) お届印、キャッシュカードを失ったとき、または、お届印、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、当行所定の方法によって当店に届出てください。
- (2) 前項のお届印、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 当店以外の当行本支店に取引店を変更することはできません。

第12条 紛失・発見・再発行等手続き

- (1) キャッシュカード・お届印の紛失・盗難の届出、紛失・盗難にかかるキャッシュカードの再発行
 - ① 普通預金のキャッシュカード、お届印について紛失または盗取された場合には、ちば興銀ダイレクトでその旨の届出を行うことができます。（以下、「本サービスによる紛失・盗難届出」といいます。）当行は、本サービスによる紛失・盗難届出を受け付けた場合には、当行所定の確認を実施し、当該キャッシュカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。本サービスによる紛失・盗難届出の受付完了前（受付が正式に完了していない場合を含みます。）に生じた損害については、普通預金規定、貯蓄預金規定、キャッシュカード規定等の各種規定に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

②キャッシュカード（当行所定のものに限ります。）を紛失または盗取されたお客さまは、本サービスによる紛失・盗難届出（以下、「紛失・盗難届出」といいます。）後に、当該キャッシュカードの再発行の申込みを行うことができます。再発行は、当行所定の手続き後に行います。

③次の場合、お客さまは、本サービスによる紛失・盗難届出または本サービスによる紛失・盗難にかかるキャッシュカードの再発行申込みを利用いただくことができません。この場合には、本サービスによる紛失・盗難届出以外の方法によって直ちに紛失・盗難届出を行い、また、本サービスによる紛失・盗難にかかるキャッシュカードの再発行申込み以外の方法によってキャッシュカードの再発行の手続きをお取りください。

A. 紛失または盗取されたキャッシュカードにかかる預金口座の店番、口座番号、キャッシュカードの暗証番号がわからない場合

B. 再発行申込みと同時にキャッシュカードの暗証番号を変更する場合

C. 再発行申込み時、氏名変更、住所変更手続きがお済みでない場合

D. 紛失または盗取されたキャッシュカードが当行所定のサービス対象外カードである場合

E. 紛失・盗難届出後、紛失・盗難にかかるキャッシュカードの再発行申込みを受付けた時点で、お客さまの預金口座残高が当行所定の手数料額に満たないこと等により、手数料の引落しができない場合

F. その他当行所定の事由が認められる場合

④本サービスによる紛失・盗難にかかるキャッシュカードの再発行申込みを受付けた場合、当行所定の手数料をいただきます。この場合、当行は、普通預金規定、各種キャッシュカードに関する規定にかかわらず、普通預金口座通帳および預金払戻請求書の提出なしに、お客さまが手数料引落口座として指定する預金口座から自動振替の方法により手数料を引落すことができるものとします。

⑤本サービスによる紛失・盗難にかかるキャッシュカードの再発行申込みを受付けた場合、当行での手続きが完了した後は、当該キャッシュカードを発見された場合であっても、発見されたキャッシュカードの利用を再開する手続きを行うことはできません。この場合、再発行されたキャッシュカードを利用いただくものとします。また、手数料の返却はいたしません。

(2) 紛失・盗難にかかるキャッシュカード・お届印の発見

①お客さまが、紛失・盗難届出後にキャッシュカード（当行所定のものに限ります。）・お届印を発見された場合、本サービスにより、当該キャッシュカード・お届印を発見した旨の届出を行うことができます。当行は、発見にかかる届出を受付けた場合には当行所定の確認を実施し、相当と認めるときに限り、当該キャッシュカード・お届印の利用を再開する措置を講じます。

②次の場合、お客さまは前号のサービスを利用いただくことができません。

A. キャッシュカードの発見の届出にあたり、紛失・盗難届出後、キャッシュカードの再発行

手続きが完了している場合

B. その他当行所定の事由が認められる場合

第 13 条 解約等

(1) 普通預金口座を解約する場合は、同時に当店とのすべての取引を当行所定の方法により解約するものとします。

(2) 当店との取引をすべて解約する場合においてお客さまへの返還金等がある場合は、お客さまが指定する金融機関の口座へ当行所定の振込手数料を差し引いたうえで振り込むものとします。また、お客さまに対する未収手数料等がある場合は、それらをお客さまが当行に支払った後に手続きをいたします。

(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②お客さまが本規定その他当行が定める各規定に違反した場合

③この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたってお客さまについて確認した事項およびお客さま情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合。

⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥住所・電話番号等の連絡先変更の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により当行において契約者の所在が不明となった場合

⑦当行との取引開始時に当行から送付するキャッシュカード等が郵便不着等で返戻された場合

⑧事業用に使用する目的で口座を利用している場合、または事業に使用する目的で口座を利用していると当行が判断した場合

⑨上記①～⑧までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

⑩前条第 2 項から第 4 項までに定める取引等の制限が、1 年以上に渡って解除されない場合

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預

金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①お客さまが、本口座開設も含む当行との一切の取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(5)お客さまが、後見開始、保佐開始、補助開始（ただし、単独で預金取引ができない場合に限る）の審判を受けた場合（以下これらの審判を受けた者を「成年被後見人等」といいます。）、当行はお客さま自らによる預金取引を制限します。この場合、預金口座の管理および利用は、お客さまの成年被後見人、保佐人、補助人（以下「成年被後見人等」といいます。）が適切に行うものとし、万が一、成年被後見人等が預金取引を行った場合には、成年被後見人等は当該取引を追認する義務を負い、当行はいっさいの責任を負わないものとします。

また、成年被後見人等がログインパスワードの入力など当行所定の適切な手続きに従い預金取引を行った場合には、当行はいっさいの責任を負わないものとします。

第14条 免責事項

次の事由により当店のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生

じた損害について、当行は故意または過失がない限り、責任を負いません。

(1) 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合

(2) 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等の障害が生じた場合

(3) 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さま情報が漏えいした場合

(4) 申込書類等に使用された印影と届出印とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行なったにもかかわらず、それらの書類につき偽造・変造・その他の事故等があった場合

(5) 暗証番号により本人確認を行ったにもかかわらず、他人によるなりすまし、その他の事故等があった場合

(6) お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合

第 15 条 取引種類・内容の変更

当行の都合により、当店で取扱う取引の種類・内容等を変更することがあります。この場合は、当行ホームページ等にて告知するものとします。

第 16 条 譲渡・質入れ等の禁止

(1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第 17 条 規定の準用

(1) 当店との取引において、本規定に定めのない事項については、ちば興銀アプリおよびちば興銀ダイレクト利用規定のほか、当行が定めた各種預金規定、振込規定、カード規定等の各条項および当行の手続き、取引慣例等により取扱うものとします。

(2) 本規定と他の規定の定めが異なるときは、本規定が優先します。

(3) 個別の規定が必要な場合は、当店あて請求してください。

第 18 条 規定の変更

この規定の各条項は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認められる場合およびお客さま一般の利益に適合する場合は、事前にホームページその他適当な方法で変更内容および適用開始日を告知します。変更後の規定については、告知に記載した適用開始日以降

から適用するものとします。

第 19 条 準拠法・合意管轄

(1) 当店との取引の契約準拠法は、日本法とします。

(2) 本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、当行本店所在地の管轄裁判所とします。

以上

2026 年 10 月 19 日現在